

# 高森高校いじめ防止基本方針

令和8年(2026年)8月改定

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。(『熊本県いじめ防止基本方針』より)

## 2 本校におけるいじめ防止等の基本的な考え方

日頃から生徒の動向をよく観察し、いじめをなくす取組にとどまらず、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、学年、各部、部活動、各家庭、地域社会等を通じ連携を密にして、職員が校長のもと一丸となり、いじめの防止に取り組む。

全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの子供にも起こりうること、学校生活のあらゆる場面において起こりうるもの。」という基本認識に立ち、いじめ防止等に当たる。

## 3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～令和2年11月24日「熊本県いじめ防止基本方針」(改訂版)より～

※いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

※好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に寄らずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」に情報提供しなければならない。

#### 4 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)

##### (1) 構成員

校長、教頭、専門家(本校スクールカウンセラー)、生徒指導主事、学年主任(1～3年)、教育相談主任、養護教諭、人権教育主任、マンガ学科主任、情報集約担当者は生徒指導主事とする。

##### (2) 組織の役割

構成員は、高森高校が組織的にいじめの問題に取り組む以下の項目について中核となる役割を担うものとする。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有

○いじめの疑い等の情報があった場合の緊急会議の開催と情報の迅速な共有化

○いじめに(疑いを含む)関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定

○保護者との連携

#### 5 年間計画

|   | 職員会議・研修等                                                    | 防止対策                                                                 | 早期発見                            |
|---|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 4 | ・校内いじめ防止基本方針<br>・「いじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項」の周知<br>・第1回生徒理解研修 | ・学校／学年／学級の人間関係づくり<br>・全校集会でいじめ防止の啓発<br>・スクールサイン登録(生徒)                | ・二者面談<br>・いじめ匿名通報アプリ「スクールサイン」導入 |
| 5 | ・後援会総会時保護者への啓発<br>・第2回生徒理解研修                                | ・スクールサイン登録(保護者)<br>・人権教育 LHR①【3年】                                    | ・参観授業<br>・生徒理解調査                |
| 6 |                                                             | ・SCによる「ストレス対処教育」「SOSの出し方についての教育」【1年】<br>・人権教育 LHR①【1,2年】<br>・情報モラル学習 |                                 |
| 7 | ・第1回いじめ防止対策委員会<br>・第1回いじめ防止職員研修                             | ・心のアンケート実施<br>・地区学校警察連携協議会                                           | ・家庭訪問<br>・三者面談                  |
| 8 | ・郡人権・同和教育研究大会<br>・職員研修(人権教育)<br>・第3回生徒理解研修                  | ・人権教育現地学習会                                                           |                                 |
| 9 |                                                             | ・SCによる「ストレス対処教育」「SOSの出し方についての教育」【2,3年】                               |                                 |

|        |                        |                                                             |               |
|--------|------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------|
| 10     |                        | ・人間関係づくり                                                    | ・二者面談         |
| 11     |                        | ・心のアンケート実施<br>・人権教育 LHR②【全学年】                               |               |
| 12     | ・第2回いじめ防止対策委員会         |                                                             |               |
| 1      | ・第2回いじめ防止職員研修          | ・人権教育 LHR③【3年】                                              |               |
| 2      |                        | ・心のアンケート実施<br>・人権教育 LHR③【1,2年】                              | ・二者面談         |
| 3      | ・第3回いじめ防止対策委員会         | ・地区学校警察連携協議会<br>・新入生聞き取り調査                                  |               |
| 通<br>年 | ・人権教育推進委員会兼特別支援教育推進委員会 | ・全校集会<br>・阿蘇郡市県立学校生徒指導連絡協議会<br>・「高森高校いじめを許さない行動指針」の見直し(生徒会) | ・スクールカウンセラー面談 |

## 6 いじめに対する措置

いじめが認知された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認したうえで、いじめを行ったとされる生徒に対して事実を確認し、本校の「いじめ事案発生時の対応の流れ」に準じて、適切に指導する等組織的に対応する。

個々の事案に応じて家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。特に寮生や下宿生に関係する事案については保護者と寮や下宿を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧に対応する。熊本県学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等の連携・協力により、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援、いじめを行った生徒・保護者への指導・助言を適切に行う。

### (1) 被害者への対応

事実関係を明確にするため、いじめに至る要因となった行為が、いつ(いつ頃から)、どこで誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを、面談やカウンセリングを通して事実関係を把握する。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。調査にあたっては、一方的、一面的な解釈で対処することがないこと、また、プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うものとする。

### (2) 加害者への対応

事実関係を明確にするため、いじめに至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを、面談やカウンセリングを通して事実関係を把握する。調査にあたっては、一方的、一面的な解釈で対処することがないこと、また、プライバシーを守り、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うものとする。

### (3) 全体への対応

いじめ防止対策委員会を経て速やかに緊急の職員会議を開催し、全職員への周知を図るとともに、場合に  
応じて緊急の全体集会(学年集会)を開催し、被害者・加害者のプライバシーを守り、教育的配慮のもとでの  
周知や指導を行う。

### (4) いじめの解消について

いじめ事案は速やかな解決が求められるが、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。少なくと  
も次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の  
事情も勘案して判断する。

表面的には解決したと判断せず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分  
ありえることを踏まえ、教職員は被害生徒・加害生徒について日常的に注意深く観察する。全ての生徒が発  
生したいじめに向き合ってその反省や教訓を糧とし、お互いを尊重し、認め合う集団づくりを進める。

#### (ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3カ月を  
目安とする)継続していること。相当の期間はいじめの被害の重大性等によって判断する。

#### (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。特に寮生  
や下宿生などは当該保護者との情報共有や面談等を丁寧に行う。

## 7 重大事案への対応

重大事態が発生した場合、「いじめ事案発生時の対応の流れ」及びいじめが背景に疑われる重大事態対応  
マニュアル(熊本県教育委員会平成27年3月策定)により措置を講ずるものとする。

### (1) 重大事案とは

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態とは、具体的には「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」等の事態を指す。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

「疑いがある」ときとは、被害児童生徒や保護者から申立てがあったときを指す。被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当た

る。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

「疑いがある」と認められた時点で、すべて重大事態として初動対応を行う。

## (2) 具体的な対処について

① 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

② 学校(校長)は、「いじめ防止対策推進委員会」を母体とした対応組織を直ちに設置し、初動対応を行う。

また、対応組織は基本調査を行い、その後基本調査の結果を受け「学校調査委員会」を設置し、詳細調査を行う。「学校調査委員会」は、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とするとともに、委員長を外部の専門家が務める。これらの委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、これらの調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取る。
- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、それを踏まえて調査を行う。
- ・児童生徒、教職員等にアンケートやヒアリング等の調査を行う。その際、調査の趣旨を調査対象の児童生徒や保護者に事前に説明するものとする。また、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒が絶対に不利益を被ることがないように最大限配慮する。
- ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、いじめを受けた児童生徒・保護者に対しては、事実関係その他の必要な情報を、関係者の個人情報に配慮しつつ、適時・適切に提供する。

## (3) 再発防止に向けた取組

関係機関と連携して事案の整理を行うとともに、その結果をもとにいじめ防止対策推進委員会が中心となって対応策を検討し、未然防止につなげる。

## 8 基本方針の見直しと公表

### (1) 基本方針の見直しの検討

いじめ防止対策推進委員会でこの基本方針が適切に機能しているかどうか定期的に点検を行い、見直し必要に応じて改訂を行うものとする。

### (2) 基本方針策定状況の公表

本校ホームページを通じてこの基本方針の策定状況を公表する。

## 付則

この基本方針は、令和2年12月に策定した。

一部改訂(令和8年8月)

